

○傷病が再発した場合における事務取扱いについて

〔 昭和 56 年 12 月 25 日地基企第 50 号
各 支 部 長 あ て 理 事 長 〕

第 1 次改正 平成 4 年 9 月 1 日地基補第 168 号
第 2 次改正 平成 16 年 3 月 31 日地基企第 28 号
第 3 次改正 平成 30 年 4 月 1 日地基企第 21 号

標記については、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に遺漏のないように願います。

なお、「傷病が再発した場合における補償等の取扱いについて（昭和 44 年 4 月 11 日地基補第 210 号）」は、廃止します。

記

- 1 この通知において「再発」とは、公務（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）又は通勤により生じた傷病がいったん治った後において、その傷病又はその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び療養を必要とするに至ったことをいう。（第 2 次改正・一部、第 3 次改正・一部）
- 2 再発した傷病について必要な補償を行う場合には、再発の認定を行うものとする。
- 3 再発の認定を受けようとする者は、再発認定の請求書を任命権者（地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長。以下同じ。）を経由して支部長に提出するものとし、支部長は、これを受理したときは、これが再発に該当するかどうかを認定し、その結果を請求者及びその任命権者に対し、書面で通知するものとする。（第 2 次改正・一部）